

本巢市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務委託

仕様書

【令和7年度業務】

本巢市

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、本巢市（以下「発注者」という。）が実施する、「本巢市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(委託概要及び目的)

第2条 本業務委託は、本巢市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画の策定を行うものである。

本巢市都市計画マスタープランは、平成30年2月に改定を行い、このプランに基づき都市計画に関する施策や事業を行ってきた。

しかし、現行計画の改定時以降、社会経済や本巢市を取り巻く都市計画に関連する状況は大きく変化し、また、本巢市第2次総合計画等の上位計画の改定が行われ、これら計画との整合を図る必要が生じている。

都市計画マスタープランの改定にあたり、本巢市第2次総合計画後期基本計画における都市の将来像やまちづくりの課題を踏まえ、基本理念及びまちづくり方針の目標設定を行う。また、これらの目標や主要プロジェクトの状況等を踏まえ、今後の本巢市の土地利用のあり方や主要都市拠点の配置・連携のあり方を検討し、将来都市構造図（拠点、ゾーン、軸）として取りまとめる。

立地適正化計画とは、都市全体の観点から、居住機能や都市機能（福祉・医療・商業等）の立地、公共交通の充実に関し、まちづくりに関するさまざまな施策と連携を図りつつ、コンパクトで持続可能な都市の形成に向けた取り組みを推進するものである。

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導による、都市全体を見渡したマスタープランとして位置づけられる「都市計画マスタープランの高度化版」とであるとともに、将来の目指すべき都市像を実現すべき都市像を実現する「戦略」としての意味合いをもっている。

3か年（令和7年～令和9年度）で市民協働のもと、本巢市が抱える都市計画上の課題を洗い出し、それに対応する都市計画マスタープランに改定するとともに、将来の目指すべき都市像を実現するための戦略としての立地適正化計画を策定することを目的とする。令和7年度は、本仕様書に示す業務を行う。

(通則及び受託者の義務)

第3条 受託者は、契約書、本仕様書及び次の各号に掲げる関係法令等に基づいて、本業務の意図及び目的を十分理解した上で、所定の成果を満たす技術を発揮しなければならない。なお、関連法令等については、常に最新のものをを用いることとする。

(1) 都市計画法

(2) 本巢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(3) 本巢市第2次総合計画

(4) 本巢市景観計画

(5) 本巢市地域公共交通計画

(6) 本巢市地域防災計画

(7) 社会資本総合整備計画

(8) 本巢市空家等対策計画

(9) 本巢市個人情報保護施行条例

(10) その他関係法令及び通則

(提出書類)

第4条 受注者は、契約締結後以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- ・ 着手届 ・ 管理技術者及び照査技術者届（経歴書、資格証等添付）
- ・ 業務工程表 ・ 業務計画書
- ・ 完了届 ・ 納品書

(実施体制)

第5条 本業務の実施にあたっては、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、経験豊かな技術者を定め、適切な人員を配置して最高技術を発揮するよう努力するものとする。なお、受注者は本巢市の都市計画業務に十分な知識を有することが望ましく、認定都市プランナーの資格を有する技術者を実施体制に含めること。

(管理技術者等)

第6条 受託者は、業務実施計画の立案、工程管理並びに品質管理を総括する者として「管理技術者」、「照査技術者」を選任し、経歴及び資格証を発注者に届け出るものとする。この場合において、管理技術者、照査技術者及び担当者技術者は、技術士登録の総合技術監理部門（都市計画及び地方計画）、建設部門（都市計画及び地方計画）、R C C M（技術士と同様の部門に限る）のいずれかの資格を有すること。また、受注者は過年度に元請による単体で下記の同種業務実績を有することとする。

【同種業務実績】 立地適正化計画策定における「防災指針」の作成を含む業務（改定も含む）

※管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、それぞれを兼ねることはできない。

(一括再委託の禁止)

第7条 受託者は、本業務のすべてを一括して、又はこの仕様書において規定している作業の主たる部分を第三者に再委任、若しくは請け負わせてはならない。ただし、再委託内容について発注者と協議を行った場合にはこの限りではない。

(発注者による確認)

第8条 発注者は、作業状況等の抜き打ちの立入検査を行うことができる。発注者が立入検査を行う場合は、受託者の管理技術者等が立ち会わなければならない。なお、受託者は作業場所を明確にし、発注者に報告するものとする。

(品質管理)

第9条 受注者は、ISO9001に準拠した品質管理システムのもとに、業務を遂行しなければならない。また契約締結前に品質管理マネジメントシステムの認証を受けていることを会社のホームページ等で明らかにすること。

(損害賠償)

第10条 本業務実施中に生じた諸事故に対しての責任は受託者が負い、発生原因、経過、被害等の状況を発注者に速やかに報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。

(成果品の瑕疵)

第11条 本業務完了後、受託者の過失、粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、受託者の負担において発注者が必要と認める修正及び必要な処置を講じるものとする。

(成果品の帰属)

第12条 本業務の成果品は、すべて発注者に帰属するものとする。また、受託者は発注者の許可なく第三者に複製、公表、貸与及び使用してはならない。

(秘密の保持)

第13条 受託者は、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、成果品（本業務の履行過程で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧、複製及び譲渡してはならない。

(資料の貸与)

第14条 発注者は、受託者に対し必要な資料を貸与することができる。ただし、発注者が貸与する資料に記載されている個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て発注者の保有個人情報であり、発注者の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。また、貸与した資料は、受注者の責任において適正な管理を行い、取扱いは十分注意するもの。

2 受託者は、委託期間満了後に発注者より貸与された資料を返還するものとする。また、その他市保有の個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む。）については、発注者に提供するものとする。

(条件変更等)

第15条 委託内容及び場所に相違を生じることがあっても、同等量の場合は変更を行わないものとする。

(履行期間)

第16条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年3月27日までとする。

(成果品)

第17条 本業務における成果品は次のとおりとする。

【令和7年度】

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 業務中間報告書（会議資料等綴り。ファイル綴じ） | 2 部 |
| (2) 打ち合わせ記録簿 | 1 式 |
| (3) 電子データ | 1 部 |

(成果品の納入場所)

第18条 本業務における成果品の納入場所は、本巣市都市建設部都市計画課とする。

(打ち合わせ協議)

第19条 本業務実施に際して、原則年に4回を基本として協議・打ち合わせを行う。なお、基本打ち合わせとは別に、業務の遂行過程で必要な場合は適宜打ち合わせ協議を行うことができる。

(疑義)

第20条 本仕様書に定めのない事項並びに疑義が生じた場合には、発注者と受託者が協議の上、決定するものとする。

(行政情報流出防止計画)

第21条 本業務において取り扱う各種資料や各種データには、本巣市における多数の重要事項が含まれているため、受注者は、情報セキュリティの重要性を認識し、良識ある判断に基づき、資料の破損、紛失、盗難、外部への漏洩等の事故のないように慎重に取り扱い管理運用を行うものとし、作業終了後、速やかにこれを返還するものとする。また、受注者は契約締結時におい

て、情報の保護及び品質管理の観点から次の公的資格を企業として取得していなければならないものとする。

- ・ ISO 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- ・ JISQ15001（プライバシーマーク）

第2章 業務内容

【令和7年度】

1. 計画準備（都市計画マスタープラン）

(1) 計画準備

本業務を効率的に実施するために、業務の目的、内容等を的確に把握し、作業実施体制を立案するとともに作業実施計画書を作成する。

2. 都市の現況分析（都市計画マスタープラン）

(1) 現況データの収集・整理

人口・産業・土地利用・建物利用・都市施設など、都市機能や都市構造に関する要素について整理する。

(2) 上位・関連計画の整理

現行計画策定時点から改定または新たに策定された上位計画や各分野の関連計画などを確認し、まちづくりの方針や施策・事業等を把握、整理する。

3. 課題の抽出・整理（都市計画マスタープラン）

(1) 現行都市計画マスタープランの評価・検証

人口、産業フレームの達成状況や施策の進捗状況を踏まえた現行計画の評価・検証を行う。

(2) 都市づくりの課題の整理

都市計画マスタープラン・立地適正化計画を一体化として策定する際の都市づくりの課題について整理行う。

4. 立地適正化計画基礎調査（立地適正化計画）

(1) 基礎データの収集・整理

「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省都市局都市計画課：令和6年4月改訂）」（以下「手引き」という。）を参考に、都市計画基礎調査データや各種統計資料などの既往資料から、人口、土地利用、都市基盤、公共交通、都市機能・都市施設、災害等の各種基礎データを収集・整理する。

(2) 上位・関連計画等の整理

第2次総合計画や都市計画マスタープラン等の上位・関連計画の概要を整理するとともに、本市において立地適正化を図るうえで留意すべき事項などを検討・整理する。また、立地適正化に影響を与える可能性がある、交通、住宅、環境（脱炭素・低炭素）、農業、防災、子育て、教育、医療・福祉、産業、公共施設等に関する他部局の施策等についての整理を行う。

(3) 課題及び見直し方針の検討

基礎データの収集整理・上位計画の位置づけの整理を行ったうえで、本市の現状や将来の見通しを踏まえ、都市構造の分析・評価を行い、課題及び対応策を検討する。

5. 防災指針の検討（立地適正化計画）

(1) 災害リスクの分析

本市における洪水や土砂災害等のハザードエリアの情報を整理し、市全域における災害リスクの分析を行う。

(2) 防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出

(1) で分析した災害リスクを踏まえ、市全域における防災・減災上の課題の分析及び抽出を行う。また、今後設定する居住誘導区域内で行う防災、減災対策・安全確保策、及び居住誘導区域外に現に生活している居住者の安全を確保するための取組についても併せて検討し、防災指針（案）を検討する。

6. 各種会議支援（共通項目）

(1) 庁内検討委員会

関係各課による計画内容の協議・調整の場となる庁内検討委員会について、必要となる資料の作成、出席、議事要旨を作成する。なお、検討委員会の開催は3回とする。